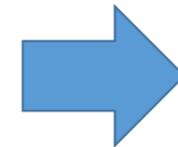


長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について

NO. 1

旧介護保険料

令和2年度の所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	年額保険料
第1段階	●高齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税または生活保護受給者 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.25	16,000円（注）
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.4	25,600円（注）
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.7	44,800円（注）
第4段階	●本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.88	56,400円
第5段階 【基準月額】 5,345円	●本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	64,100円
第6段階	●本人が市民税課税で合計所得が、120万円未満の方	1.15	73,700円
第7段階	●本人が市民税課税で合計所得が、120万円以上 <u>200万円未満</u> の方	1.4	89,700円
第8段階	●本人が市民税課税で合計所得が、 <u>200万円以上300万円未満</u> の方	1.6	10,2600円
第9段階	●本人が市民税課税で合計所得が、 <u>300万円以上</u> 500万円未満の方	1.8	115,400円
第10段階	●本人が市民税課税で合計所得が、500万円以上750万円未満の方	2.0	128,200円
第11段階	●本人が市民税課税で合計所得が、750万円以上1000万円未満の方	2.2	141,100円
第12段階	●本人が市民税課税で合計所得が、1000万円以上1500万円未満の方	2.4	153,900円
第13段階	●本人が市民税課税で合計所得が、1500万円以上の方	2.6	166,700円



新介護保険料

令和3年度以降の所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	年額保険料
第1段階	●高齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税または生活保護受給者 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.25	16,000円（注）
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.4	25,600円（注）
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.7	44,800円（注）
第4段階	●本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.88	56,400円
第5段階 【基準月額】 5,345円	●本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	64,100円
第6段階	●本人が市民税課税で合計所得が、120万円未満の方	1.15	73,700円
第7段階	●本人が市民税課税で合計所得が、120万円以上 <u>210万円未満</u> の方	1.4	89,700円
第8段階	●本人が市民税課税で合計所得が、 <u>210万円以上320万円未満</u> の方	1.6	10,2600円
第9段階	●本人が市民税課税で合計所得が、 <u>320万円以上</u> 500万円未満の方	1.8	115,400円
第10段階	●本人が市民税課税で合計所得が、500万円以上750万円未満の方	2.0	128,200円
第11段階	●本人が市民税課税で合計所得が、750万円以上1000万円未満の方	2.2	141,100円
第12段階	●本人が市民税課税で合計所得が、1000万円以上1500万円未満の方	2.4	153,900円
第13段階	●本人が市民税課税で合計所得が、1500万円以上の方	2.6	166,700円

（注） 令和元年度から令和2年度は、公費負担により、第1段階から第3段階までの基準額に対する割合をそれぞれ（第1段階）0.45から0.25、（第2段階）0.65から0.4、（第3段階）0.75から0.7に軽減を図っています。

国が示す各種基準を定める条例の一部を改正する条例について 改正ポイント一覧表

NO. 2

対象サービス種別	人権擁護 高齢者虐待防止 ※1	認知症介護に 係る基礎的研 修 ※2	ハラスメン ト防止 ※3	業務継続計画 の策定	栄養管理	口腔衛生	電磁的記録	感染症予防及 び蔓延防止	備考 (市内の事業所数)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○		○	○			○	○	1事業所
夜間対応型訪問介護	○		○	○			○	○	0事業所
地域密着型通所介護	○	○	○	○			○	○	2事業所
認知症対応型通所介護	○	○	○	○			○	○	0事業所
小規模多機能型居宅介護	○	○	○	○			○	○	1事業所
認知症対応型共同生活介護	○	○	○	○			○	○	3事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○	○			○	○	0事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	2事業所
看護小規模多機能型居宅介護	○	○	○	○			○	○	1事業所
議案第20号 ※議案第19号の対象事業所のうち、要支援認定を受けた人も利用できるサービス	○	○	○	○			○	○	0事業所
	○	○	○	○			○	○	1事業所
	○	○	○	○			○	○	3事業所
議案第21号	○		○	○			○	○	2事業所
議案第22号	○		○	○			○	○	6事業所

- ・「認知症介護に係る基礎的研修」に○がないサービスは就業する上で何らかの資格、研修修了が必須となるため対象とならない。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における栄養管理・口腔衛生について、従来加算の対象となっていたが、今回の改正から基本サービスとして扱うため、条文が追加された。

※1 高齢者虐待とは	高齢者虐待防止法上の定義では、養護する高齢者に対して行う次の行為と定義されている。 暴行を加える「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、暴言を与える等の「心理的虐待」、わいせつな行為をする等の「性的虐待」、財産を不当に処分するなどの「経済的虐待」
※2 認知症介護に係る基礎的研修とは	認知症に関する基礎的な知識や認知症ケアの実践上の留意点について習得するための研修
※3 ハラスメントとは	性的な言動によって個人または職場全体に不利益・不快感を与える行為（セクシュアルハラスメント）や職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為（パワーハラスメント）などを指す。

	対象サービス種別	長久手市内の事業所名	人権擁護 高齢者虐待防止 ※1	認知症介護 に係る基礎 的研修 ※2	ハラスメン ト防止 ※3	業務継続計 画の策定	栄養管理	口腔衛生	電磁的記 録	感染症予防 及び蔓延防 止
議案第19号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・とことこひだまり24	○		○	○			○	○
	夜間対応型訪問介護	※該当事業所なし	○		○	○			○	○
	地域密着型通所介護	・あたしんち！！ ・デイサービスメリーヴィレッジ	○	○	○	○			○	○
	認知症対応型通所介護	※該当事業所なし	○	○	○	○			○	○
	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護「楽家晴」	○	○	○	○			○	○
	認知症対応型共同生活介護	・グループホーム 嬉楽家 ・サポートハウス東名ながくて ・ハートフルハウス グループホーム「よろこんぶ」	○	○	○	○			○	○
	地域密着型特定施設入居者生活介護	※該当事業所なし	○	○	○	○			○	○
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・小規模特別養護老人ホーム だいたい村 ・社会福祉法人千寿会長久手さつきの家	○	○	○	○	○	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	・Pビレッジ長久手I	○	○	○	○			○	○	
議案第20号 ※議案第19号の対象事業所のうち、要支援認定を受けた人も利用できるサービス	介護予防認知症対応型通所介護	※該当事業所なし	○	○	○	○				○
介護予防小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護「楽家晴」	○	○	○	○			○	○	
介護予防認知症対応型共同生活介護	・グループホーム 嬉楽家 ・サポートハウス東名ながくて ・ハートフルハウス グループホーム「よろこんぶ」	○	○	○	○			○	○	
議案第21号	介護予防支援	・長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター ・愛知たいようの杜地域包括支援センター	○		○	○			○	○
議案第22号	居宅介護支援	・愛知たいようの杜 ケアプランセンター ・長久手市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 ・ハートフルハウス居宅介護支援事業所 ・ケアプランセンター いちじくの実 ・ジン居宅介護支援事業所 ・ケアプランセンターそら	○		○	○			○	○

・「認知症介護に係る基礎的研修」に○がないサービスは就業する上で何らかの資格、研修修了が必須となるため対象とならない。

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における栄養管理・口腔衛生について、従来加算の対象となっていたが、今回の改正から基本サービスとして扱うため、条文が追加された。

※1 高齢者虐待とは	高齢者虐待防止法上の定義では、養護する高齢者に対して行う次の行為と定義されている。 暴行を加える「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」、暴言を与える等の「心理的虐待」、わいせつな行為をする等の「性的虐待」、財産を不当に処分するなどの「経済的虐待」
※2 認知症介護に係る基礎的研修とは	認知症に関する基礎的な知識や認知症ケアの実践上の留意点について習得するための研修
※3 ハラスメントとは	性的な言動によって個人または職場全体に不利益・不快感を与える行為（セクシュアルハラスメント）や職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為（パワーハラスメント）などを指す。